

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 一誠会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一誠会の役員等の報酬及び旅費、慶弔金等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程における役員とは、理事、監事を言う。

- 2 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (基本原則)

第3条 役員等は定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 別表に定める役員等の報酬及び交通費等は、法人本部予算の中から支払うものとする。
- 3 別表に定める役員等の会議出席報酬(日額)、業務報酬(日額)、退職慰労金(餞別)、祝い金、見舞金については、源泉徴収後の額とする。

## (報酬の体系)

第4条 役員等の報酬等は、会議報酬(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等)、研修報酬、監事監査報酬とし、その他理事長から命じられた業務等で構成する。

- 2 会議報酬、研修報酬は、役員等が会議及び研修等に出席するときに支給する。
- 3 監事監査報酬は、監事が監査を行ったときに支給する。
- 4 役員等が会議及び研修に出席する日以外の日に、法人及び施設運営の業務を理事長から命じられたときに報酬を当日支給することができる。

## (報酬の額)

第5条 役員等の会議出席報酬、研修報酬、監事監査報酬等は、別表1のとおりとする。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬の上乗せはないものとする。

- 2 会議報酬及び監事監査報酬は当日支給する。
- 3 研修報酬は、研修終了後速やかに現金支給するものとする。
- 4 役員報酬の総額について、評議員は年間総額50万円以内、理事は年間総額50万円以内、監事は年間総額30万円以内とし、本部会計からの支出とする。

## (役員等の勤務報酬)

第6条 理事長が、理事会及び評議員会出席以外の日に、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬及び交通費を現金支給することができる。

- 2 理事が、理事会出席以外の日に、理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬及び交通費を現金支給することができる。

## (旅費)

第7条 役員等が、法人及び施設の運營業務のため、出張するときは、別表3により旅費等を支給する。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終

了後精算することができる。

(兼務職員)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(退任慰労金)

第9条 役員等に対する退任慰労金(餞別)は、別表4により支給するものとする。

2 在任期間の計算が、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月がある場合、6ヵ月以上は切り上げ、6ヵ月未満は切り捨てるものとする。

(慶弔)

第10条 役員等が福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣及び知事に功勞表彰又は国の叙勲、褒章及び理事長が指定した褒章を受けたときは、別表5に定める祝い金を支給する。

2 役員等が傷病により入院が継続して10日以上に及んだときは、別表5に定める傷病見舞金を支給する。

3 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて、別表5に定める災害見舞金を支給する。

4 役員等が死亡したときは、別表6に定める弔慰金等を相続人に支給する。

5 役員等の親族が死亡したときは、別表6に定める香華料等を支給する。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、一誠会の評議員会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日一部改正し、施行する。

別表1 会議出席報酬(日額)

会議の名称	報酬額	交通費	備考
理事会	10,000円	一律 1,000円	
評議員会			
評議員選任・解任委員会			
苦情解決第三者委員会			
研修出席報酬			
監事監査業務報酬	20,000円		

別表2 業務報酬(日額)

名 称	報 酬 額	交通費	備 考
理事長業務報酬	10,000円	実 費	
理事業務報酬			

別表3 旅費

交 通 費	宿泊費(1泊)	日当(日額)	その他
実 費	上限 30,000円	3,000円	実 費

別表4 退職慰労金(餞別)

在 任 期 間	餞別金額(円)	在 任 期 間	餞別金額(円)
1ヵ月～6ヵ月未満	5,000	2年6ヶ月～3年6ヶ月未満	20,000
6ヶ月～1年6ヶ月未満	10,000	3年6ヶ月～4年6ヶ月未満	25,000
1年6ヶ月～2年6ヶ月未満	15,000	4年6ヶ月以上	30,000
特別功労金	理事長が認めたもの(理事会で承認)		

別表5 祝い金、見舞金

慶事等区分	支 給 基 準	金 額	備 考
1 受章祝金	ア 岩手県知事、厚生労働大臣表彰	50,000円	
	イ 国の表彰制度による褒章受章	100,000円	
	ウ 理事長が指定した褒章	50,000円	
2 傷病見舞金	ア 私傷病	10,000円	
	イ 業務上の傷病		
3 災害見舞金	被害の程度により支給	理事会で決定	

別表6 弔慰金、香華料

区 分	支 給 対 象 者	金 額	備 考
1 弔慰金	ア 理事長	30,000円	弔電、生花
	イ 理事、監事、評議員委員	20,000円	
	ウ その他	10,000円	弔電
2 香華料	ア 理事、監事、評議員	20,000円	
	オ その他理事長が認めたもの	理事会で承認	